

28 総第 1173 号  
平成 28 年 8 月 29 日

亀岡市議会議長  
西 口 純 生 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告します。

記

- 報告第 1 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 2 号 家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起について
- 報告第 3 号 家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起について
- 報告第 4 号 損害賠償額の決定について